

議案第12号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中54の項を56の項とし、46の項から53の項までを2項ずつ繰下げ、45の項を次のように改める。

「

45	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合	
		1件につき	20,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	
		1件につき	30,000円

」を「

45	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき	20,000円
46	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1件につき	10,000円
47	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合	
		1件につき	20,000円
		イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	
		1件につき	30,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多可町手数料条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料			介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料		
			45	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき 20,000円
			46	指定居宅介護支援事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
45	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円	47	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円
46	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 10,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 15,000円	48	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の更新の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 10,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 15,000円
47	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき 14,000円	49	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	1件につき 14,000円

現 行			改 正		
48	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に 限る)の更新の申請に対する審査	1件につき			7,000円
(略)					
49	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき			300円
50	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき			300円
		1時間を超えるときは、1時間まで ごとに300円を加算した額とする。			
51	農地に関する証明	1件につき			300円
52	被害証明	1件につき			300円
53	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行 う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規 定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等 の交付	単色刷り	A 3 まで 1 枚 20円		
			A 3 超 1 枚 50円		
		多色刷り	A 3 まで 1 枚 100円		
54	その他の証明	1件につき			300円
50	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に 限る)の更新の申請に対する審査	1件につき			7,000円
(略)					
51	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき			300円
52	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき			300円
		1時間を超えるときは、1時間まで ごとに300円を加算した額とする。			
53	農地に関する証明	1件につき			300円
54	被害証明	1件につき			300円
55	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行 う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規 定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等 の交付	単色刷り	A 3 まで 1 枚 20円		
			A 3 超 1 枚 50円		
		多色刷り	A 3 まで 1 枚 100円		
56	その他の証明	1件につき			300円